

## 96 公序(2)——懲罰的損害賠償

最高裁平成9年7月11日第二小法廷判決

(平成5年(特)第1762号執行判決請求事件)

(民集51巻6号2573頁, 判時1624号90頁, 判タ958号93頁)

### 〈事実の概要〉

カリフォルニア州法人たるA社は米国オレゴン州への工場進出を企画した。A社は被告である日本法人Y<sub>1</sub>(被告, 控訴人・被控訴人, 被上告人)の子会社である。この工場進出などを目的として結成されたパートナーシップが本件のX(原告, 被控訴人・控訴人, 上告人)である。A社はオレゴン州法人たる地主B社との間で工場用地確保のため賃貸借契約を締結した。しかし, A社の工場進出計画が流産に終わったことから紛争が生じた。A社は, B社およびXなどにたいして, 賃貸借契約の拘束力のないことの確認などを求め, カリフォルニア州の裁判所に訴えを提起した。これにたいして, BおよびXは, AおよびY<sub>1</sub>・(Y<sub>1</sub>の社長である)Y<sub>2</sub>らにたいして反訴を提起し, 賃貸借契約の履行と予備的・代替的にその欺罔的行為を理由とする損害賠償を求めた。同裁判所は, 賃貸借契約に拘束力がないことを認めたものの, BとXの損害賠償請求を認容した。すなわち, 「XおよびBは, Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>などにたいして, 補償的損害賠償として42万5251ドルを, Y<sub>1</sub>にたいしては懲罰的損害賠償として112万5000ドルの請求権がある」旨を言い渡し, 訴訟費用につき4万0104.71ドルの支払請求権を認めた。カリフォルニア州控訴裁判所は控訴を棄却し, 判決は確定した。そこで, Bの権利を譲り受けたXは, Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>を相手取り, 当該判決のBとXに関する部分および遅延損害金の執行判決を求める訴えを東京地方裁判所に提起した。

東京地方裁判所平成3年2月18日判決(判時1376号79頁)は, 懲罰的損害賠償を命ずる部分もまた旧民法訴訟法200(現118)条の対象となることを前提としながら, 「薄弱なる根拠に基づき」巨額の懲罰的損害賠償を命ずる外国判決は公序に反するとして, 執行を認容しなかった。控訴審たる東京高等裁判所平成5年6月28日判決(判時1471号89頁)は, 懲罰的損害賠償が罰金類似の刑事法的性格を有することを理由に旧民法訴訟法200条の対象たる外国裁判所の「判決」であるといえるか疑問とし, かりに「判決」としてもその執行を認めることは公序に反するとした。

### 〈判旨〉

一部棄却, 一部却下。

(i) 「執行判決を求める訴えにおいては, 外国裁判

所の判決が民法訴訟法200条各号に掲げる条件を具備するかどうかを審理されるが(民事執行法24条3項), 民法訴訟法200条3号は, 外国裁判所の判決が我が国における公の秩序又は善良の風俗に反しないことを条件としている。外国裁判所の判決が我が国の採用していない制度に基づく内容を含むからといって, その一事をもって直ちに右条件を満たさないということはできないが, それが我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には, その外国判決は右法条にいう公の秩序に反するというべきである。」

(ii) 「カリフォルニア州民法典の定める懲罰的損害賠償(以下, 単に「懲罰的損害賠償」という。)の制度は, 悪性の強い行為をした加害者に対し, 実際に生じた損害の賠償に加えて, さらに賠償金の支払を命ずることにより, 加害者に制裁を加え, かつ, 将来における同様の行為を抑止しようとするものであることが明らかであって, その目的からすると, むしろ我が国における罰金等の刑罰とほぼ同様の意義を有するものといえることができる。これに対し, 我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は, 被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し, 加害者にこれを賠償させることにより, 被害者が被った不利益を補てんして, 不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり(最高裁昭和63年(特)第1749号平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号3039頁参照), 加害者に対する制裁や, 将来における同様の行為の抑止, すなわち一般予防を目的とするものではない。もつとも, 加害者に対して損害賠償義務を課することによって, 結果的に加害者に対する制裁ないし一般予防の効果を生ずることがあるとしても, それは被害者が被った不利益を回復するために加害者に対し損害賠償義務を負わせたことの反射的, 副次的な効果にすぎず, 加害者に対する制裁及び一般予防を本来的な目的とする懲罰的損害賠償の制度とは本質的に異なるというべきである。我が国においては, 加害者に対して制裁を科し, 将来の同様の行為を抑止することは, 刑事上又は行政上の制裁にゆだねられているのである。そうしてみると, 不法行為の当事者間において, 被害者が加害者から, 実際に生じた損害の賠償に加えて, 制裁及び一般予防を目的とする賠償金の支払を受け得るとすることは, 右に見た我が国における不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則ないし基本理念と相いれ

ないものであると認められる。」

(iii) 「したがって、本件外国判決のうち、補償的損害賠償及び訴訟費用に加えて、見せしめと制裁のために  $Y_1$  に対し懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分は、我が国の公の秩序に反するから、その効力を有しないものとしなければならない。」

## 〈解説〉

米国の裁判所は補償的損害賠償 (compensatory damages) とは別に懲罰的損害賠償 (punitive damages) を一定要件の下に命ずることがある。後者の損害賠償は「そのような行為をしても割に合わない」ことを示すという意味において制裁的・予防的な目的・機能をもっている。その意味で、日本の損害賠償制度とは基本的に異質なものとイわなければならないし、その額もしばしば法外なものである。しかし、懲罰的損害賠償として被告が支払うべき金額の中には補償的な部分もないわけではなく、他方で、日本の損害賠償制度が制裁的・予防的要素をまったく知らないわけでもない。そこで、懲罰的損害賠償を命ずる判決の承認・執行の可否を法技術的にいかに構成するかが問題とされ、本件第1審の判決の前後から、多数の見解が表明されてきた(学説の要領のよい紹介として参照、早川・後掲241頁以下、櫻田・後掲291頁以下、中野・後掲19頁以下、小林・吉田・後掲NBL 629号6頁以下)。

1 (A社が工場を建設しようとしていた) オレゴン州の裁判所による懲罰的損害賠償判決の承認・執行が問題であったとすれば、本件判決は少し違ったものとなっていたかもしれない。同州はいわゆる *sprit-recovery statute* を有しており、懲罰的損害賠償のもつ公益性を理由として、受領すべき金額の60%を原告はオレゴン州に納付しなければならない(州または被害者救済基金などへの一定額の納付を義務づける州としては、ほかに、アラスカ、インディアナ、イリノイ、ミズーリ、アイオワ、ジョージアおよびユタの各州があり、カリフォルニア州においても *sprit-recovery statute* の採用の可否が検討されたことがあるといわれている)。州などへの納付が予定される金額との関係において、懲罰的損害賠償を命ずる判決は民法118(旧200)条にいわゆる「判決」とみることはいずれもできない。さもなければ、外国の州などを主体とする公法的措置が内国において実質的に実現されることになろう(その意味で懲罰的損害賠償判決の承認・執行は「域外的公権力の行使」を容認するともいえよう。参照、石黒・後掲218頁以下)。

2 こういった州の法律は別としても、後述するように、日本の損害賠償制度の本質は「実損害」にたいする補償にあり、「実損害」に該当しない金額の支払を命ずる外国判決は、一定の範囲において、事案の個別的な事情を捨象してその承認を拒否しなければならない(道垣内・後掲436頁以下)。しかし、このために懲罰的損害賠償を命ずる判決は、およそ一般的に、118条の対象とする民事判決ではない、と構成することはやや困難のようにみられる。「実損害」はかならずし

も「立証された損害」を意味するわけではない。類型的に立証の困難な損害については、立証された損害の数倍を損害として推定する処理も、加害者による反証が肯定されるかぎり、なお損害賠償制度の枠組みにとどまるといふべきであろう。しかし、反証の程度に関する実務上の運用や推定される倍数いかによっては、この処理が懲罰的損害賠償と同様な機能をもつ可能性を否定できない。外国判決が民事判決であるか否かを一義的に確定することは困難のように思われる。むしろ、個別的な処理に親しむ公序による対応が技術的には望ましいとみられる。

3 *sprit-recovery statute* の適用される場合を別にすれば、懲罰的損害賠償を命ずる判決によって、被告に支払が命じられる金額のすべてを原告は受領できる。しかし、原告に支払を命ずる金額には、*sprit-recovery statute* が通用している州ならば州その他の団体に納付されてもおかしくない金額が含まれていると想定できる。その意味で、懲罰的損害賠償判決は承認・執行の対象となりえない要素を含んでいる判決といえよう。この要素との関連では、事案の内国との関連性いかに問題はならないと思われる。訴訟費用・弁護士費用・慰謝料填補部分などが特定できない場合、懲罰的損害賠償を命ずる部分全体が民法118条3号の公序に反するとしなければならないと考えられる。この意味において判旨(iii)に賛同できよう(なお、竹下・後掲544頁以下、中西・後掲25頁以下を参照)。そういった特定化の後において、賠償額の法外さがはじめて問題となる。この問題は懲罰的損害賠償に固有の問題ではない。この局面において事案と内国との関連性が現実には意味をもつ。たとえば、日本との関連性が執行の対象となる財産の所在にのみ存し、他の諸要素はすべて米国に集中しているという場合には、公序の発動可能性は低いであろう(参照、櫻田・後掲293頁)。

## 〈参考文献〉

- 早川眞一郎「懲罰的損害賠償を命ずる外国判決の承認・執行」国際私法の争点(新版)241頁
- 櫻田嘉章「懲罰的損害賠償を命ずる外国判決の執行」平成9年度重判解(ジュリ1135号)291頁
- 中野俊一郎「懲罰的損害賠償を命ずる外国判決の承認・執行」NBL 627号19頁
- 小林秀之・吉田元子「アメリカの懲罰的損害賠償判決の承認・執行」(以下)NBL 629号6頁、630号42頁
- 石黒一憲・国際民事訴訟法(1996)218頁
- 道垣内正人「アメリカの懲罰的損害賠償判決の日本における執行」中野貞一郎ほか編・三ヶ月章先生古稀祝賀・民事手続法学の革新(上)(1991)425頁
- 竹下守夫「判例から見た外国判決の承認」新堂幸司ほか編・中野貞一郎先生古稀祝賀・判例民事訴訟法の理論(下)(1995)513頁
- 中西康「外国判決の承認執行における *revision au fond* の禁止について(4・完)」法学論叢136巻1号1頁

よこやま じゅん  
横山 潤  
一橋大学教授